

大阪市 建築物省エネ法に基づく認定の申請手数料について

建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請手数料

■認定申請【法第 41 条第 1 項】

表（１） 住宅又は住宅部分

（当該建築物又は建築物の部分の全てについて仕様基準による場合）

	床面積の合計	審査機関の事前審査 を受けた場合	審査機関の事前審査 を受けていない場合
一戸建ての住宅	200 平方メートル未満	5,700 円	20,100 円
	200 平方メートル以上	5,700 円	21,600 円
その他	300 平方メートル未満	11,000 円	37,600 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	23,200 円	64,800 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	51,200 円	117,100 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	91,300 円	177,000 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	146,700 円	324,700 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	221,700 円	549,000 円
	50,000 平方メートル以上	336,100 円	962,700 円

表（２） 住宅又は住宅部分（表（１）以外の場合）

	床面積の合計	審査機関の事前審査 を受けた場合	審査機関の事前審査 を受けていない場合
一戸建ての住宅	200 平方メートル未満	5,700 円	39,100 円
	200 平方メートル以上	5,700 円	43,600 円
その他	300 平方メートル未満	11,000 円	78,500 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	23,200 円	130,700 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	51,200 円	222,400 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	91,300 円	318,600 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	146,700 円	627,000 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	221,700 円	1,108,900 円
	50,000 平方メートル以上	336,100 円	2,037,800 円

表（３） 非住宅建築物又は非住宅部分（モデル建物法による場合）

床面積の合計	審査機関の事前審査 を受けた場合	審査機関の事前審査 を受けていない場合
300 平方メートル未満	11,000 円	98,900 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,000 円	125,800 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	30,700 円	165,600 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	91,300 円	267,900 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	144,400 円	349,700 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	182,300 円	420,200 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	227,700 円	492,900 円
50,000 平方メートル以上	318,600 円	638,400 円

表（４） 非住宅建築物又は非住宅部分（標準入力法による場合）

床面積の合計	審査機関の事前審査 を受けた場合	審査機関の事前審査 を受けていない場合
300 平方メートル未満	11,000 円	258,000 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,000 円	323,200 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	30,700 円	417,100 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	91,300 円	595,200 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	144,400 円	733,100 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	182,300 円	866,400 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	227,700 円	988,400 円
50,000 平方メートル以上	318,600 円	1,232,400 円

- ・認定を受けようとする建築物が、表（１）～（４）の複数に該当する部分をもつ場合は、それぞれの表に定める額の合計額となります。
- ・審査機関による事前審査に要する費用はそれぞれの機関にお問い合わせください。
- ・この表において、「住宅部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

施行令第3条)をいいます。

- ・この表において、「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分を行います。
- ・この表において、「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）を行います。
- ・この表において、「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）を行います。

■基準適合認定建築物であることの証明

1 件につき 980 円